

1 事業者の登録条件

カタログに登録できる利用者は、以下のいずれかに該当する方です。

(1) 売り手

- ア 県内に住所又は主たる事務所の所在地を有し、農林水産物を生産する者
- イ 県内で生産する農林水産物を主に販売する生産者団体
- ウ 県内に事業所、工場を持つ食品製造事業者

(2) 買い手

- ア 国内外のバイヤー、流通、小売、卸、商社、飲食店、ホテル、食品メーカー
- イ その他事業として買い手となる事業者

2 商品の登録条件

カタログに登録できる商品は、以下のいずれかの項目に該当するものです。

- (1) 静岡県内で生産された農林水産物及びそれを主たる原材料にする加工食品
- (2) 県内で製造された酒類、大豆加工食品及び食塩とそれを原材料とする加工食品、調味料等
- (3) しずおか食セレクション認定商品、ふじのくに新商品セレクション受賞商品
- (4) 県内市町等の食品に関する認定や表彰を受けた地域ブランド商品
- (5) 県が主催する食に関する商談会等に出品する商品
- (6) その他本事業の趣旨（県産農林水産物及びその加工品の販路開拓、拡大）に合致するもの

3 登録の申請

(1) 事業者登録

登録を希望する事業者は、カタログ内の入力フォームから申請できます。県が、申請内容を確認し、承認することで登録が完了します。承認には2日程度お時間を要します。また、申請内容に不備不足がある場合は、不備不足箇所を明記し、一旦お戻しをさせていただきますので、ご修正の上再度申請をお願い致します。

(2) 商品登録

事業者登録が完了した後、カタログの入力フォームから商品登録の申請ができます。県が、申請内容を確認し、承認することで商品が公開されます。承認には2日程度お時間を要します。商品登録（システムへの保存）には、商品数の制限はありませんが、公開（ホームページで閲覧）できるのは1事業者当たり3商品までとなります。また、申請内容に不備不足がある場合は、不備不足箇所を明記し、一旦お戻しをさせていただきますので、ご修正の上再度申請をお願い致します。

登録後、なるべく迅速に作業を行って参りますが、1週間以上経っても事業者及び商品の承認がされない場合は、お手数ですが事務局までお問合せ下さい。

4 カタログサイト

<https://buyshizuoka-catalog.com>

5 カタログ登録に関する問合せ先

オンラインカタログ運営事務局（株式会社 JTB 静岡支店内）

担当：伊丹、大石、深澤 宛

下記メールアドレスへお問合せください。

shizuokadigitalcatalog_jimukyoku@jtb.com